

自主防災組織を支援します！

11

九重町防災・減災対策推進事業

内 容／地震、洪水等の自然災害から町民の安全・安心の確保を図るため、自主防災組織、防災士会または福祉施設等が事業を実施するのに必要な経費に対して補助金を交付するもの。

対 象／自主防災組織、防災士会、福祉施設等（福祉避難所として指定または指定見込みの施設）

助成内容／①避難所等環境向上事業

〔施設整備等〕避難所の生活環境の向上や必要となる備蓄品の購入に対する補助

自主防災組織等（補助率 2/3 以内）

福祉施設等（補助率 10/10 以内）

〔通信機器等整備〕災害時に町等と通信が即時にできるよう機器等の整備に対する補助

自主防災組織等（補助率 2/3 以内）

福祉施設等（補助率 10/10 以内）

②自主防災組織等活性化推進事業（補助率 10/10 以内）

住民の自助・共助意識の醸成や、組織等の機能維持・向上するための経費に対する補助

③避難経路等整備事業（補助率 10/10 以内）

避難路の整備や緊急避難場所の安全設備等の設置に要する経費に対する補助

④その他 自主防災組織等が、防災・減災対策の推進に資する事業（補助率 10/10 以内）

手 続 き／①事前にご相談ください。

②事業によっては防災訓練等の実施が必要となります。

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

危険なブロック塀等の撤去を検討されている方へ

12

危険ブロック塀等除却事業

内 容／地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害を未然に防ぎ、避難経路を確保するため道路に面した危険なブロック塀などの撤去を行う方に補助を行っています。

対 象／道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等でひび割れ又は傾きが認められるもの

※ブロック塀等 コンクリートブロック塀、れんが塀、石塀等

助成内容／上記に該当するブロック塀等の撤去に要する費用の 2 分の 1 に相当する金額とし、7 万円を限度額とします。

手 続 き／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。

②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

アスベスト（石綿）吹付け材の調査を支援します。

13

アスベスト分析事業

内 容／町民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進に役立てるため、吹付けアスベスト等の分析調査費用の全部または一部を補助します。

対 象／吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある町内の民間建築物の吹付建材について建物の所有者または管理者がアスベスト含有の有無に係る調査を実施する費用

助成内容／上記に該当する費用の10/10に相当する金額とし、1棟あたり25万円を限度額とします。

手 続 き／事前にご相談をお願いします。職員が現地確認を行います。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

急傾斜地にお住いのみなさまへ

14

九重町急傾斜地崩壊対策事業

- 内 容**／急傾斜地にある住宅の安全対策。 ※採択基準に該当するもの
- 対 象**／・急傾斜地の高さが 5 メートル以上であり、かつ傾斜度が 30 度以上あるもの
・保全人家が 1 戸以上 5 戸未満であること
・崩壊が発生した場合又は崩壊の恐れがある場所
・他に移転適地がないこと
・市町村地域防災計画書に危険箇所として記載されていること又は記載されることが確実であること
- 助成内容**／事業費の 10%が関係者負担となります。
※ただし、事業費限度額（1,000 万円）を超えた費用は全額関係者負担となります。
- 手 続 き**／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811

土砂災害による不安を解消しませんか？

15

がけ地近接等危険住宅移転事業

- 内 容**／土砂災害特別警戒区域等にある危険住宅に居住されている方で代替住宅への移転及び該当危険住宅の除却を行う方に対して補助を行っています。
- 対 象**／町内で下記の区域内にある現在お住まいの住宅の除却及び移転
①土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
②建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）
③建築基準法に基づく建築制限区域（がけ条例規制区域）
- 助成内容**／危険住宅の除却に要する費用として木造の場合 32,000 円/㎡、非木造の場合 46,000 円/㎡を限度とします。引っ越し費用等に関する費用として1戸あたり97.5万円を限度とします。危険住宅に代わる住宅の建設または購入をするために要する資金を金融機関から融資を受けた場合の利息返済額（年利率 8.5%を限度とする）で1戸当たり421万円を限度とします。
※新築される住宅については土砂災害警戒区域外にあり、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- 手 続 き**／事前にご相談をお願いします。あらかじめ計画書等を提出する必要があります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

リフォームをお考えのみなさまへ

16

木造住宅耐震化促進事業

- 内 容**／大分県と町では、事業の条件を満たした住宅改修等を行う方に補助金を交付しています。リフォーム等お考えの方は、お気軽にご相談ください。
- 対 象**／耐震診断：昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅
耐震改修：耐震診断で評価点が 1.0 未満（倒壊する可能性がある）と診断された住宅で住宅が評点で 1.0 以上となる耐震改修工事
- 助成内容**／耐震診断：耐震診断費用 96,000 円～140,000 円を町で補助します。なお、耐震診断の審査を建築士会へ依頼するため、別途 5,500 円手数料が必要となります。
- 耐震改修：①全体耐震改修
耐震改修工事及び耐震改修関連工事に要する工事費で150万円を限度とします。
②段階的改修
段階的な耐震改修工事に要する工事費の 2/3 以内で 60 万円を限度とします。
③耐震シェルター改修
耐震シェルター改修工事に要する工事費の 2/3 以内で 30 万円を限度とします。
- 手 続 き**／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

特殊詐欺等被害防止機能付き「電話機」を購入しませんか

17 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等購入補助事業

内 容／特殊詐欺等による被害の防止を図るため、高齢者を対象に特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等の購入に要した経費の一部を補助します。

対 象／〔対象者〕(1)～(3)のすべてに該当する方
 (1)九重町に住民票がある方
 (2)満60歳以上の方又は満60歳以上の方と同一の世帯
 (3)同一世帯全員が町税などを完納している方

〔助成対象〕

- ①補助対象者が購入し、居住する住宅に設置したもの
- ②電話機または電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器で、次のいずれかの機能が付いているもの
 - ・電話の着信時に、相手方に警告音声を発し、その通話を自動で録音する機能
 - ・迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別し、着信を拒否または警告表示する機能

助成内容／対象電話機等の購入費及び設置に要する費用の2/3以内を補助（上限1万円）

手 続 き／①申請書に必要事項を記入して提出してください。
 ②提出書類または申請に必要なもの

- ・支払いをしたことがわかる書類の写し（領収書のコピー等）
- ・購入した電話機の機能が確認できる書類の写し（カタログや取扱説明書のコピー）

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

車の運転に不安を感じていませんか？

18 高齢者運転免許証自主返納支援事業

内 容／近年、全国各地で高齢運転者が加害者となる重大事故が多発しているため、自動車の運転に不安を感じる方の運転免許証の自主返納を支援します。

対 象／九重町に住民票を有し、運転免許証返納時に満70歳以上の方で、すべての運転免許証を返納された方（※自主返納日から90日以内が対象）

助成内容／九重町コミュニティバスの回数乗車券または大分交通共通回数乗車券など1万円相当分

手 続 き／①運転免許の返納を希望するご本人が、玖珠警察署に運転免許証を持参のうえ、運転免許証の返納申請をしてください（取消通知書が発行されます）。
 ②危機管理・防災安全課に、取消通知書と印鑑を持参して、支援事業の申請をしてください。
 ※代理人の申請も可能です。

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

家庭から出るごみを減らそう！

19 生ごみ処理容器設置補助事業

内 容／家庭から排出される生ごみの量を減らすため、生ごみ処理機（電動式）や生ごみ処理容器（コンポスト）を購入した者に対して購入費用の補助を行います。

対 象／町内に住所を要する個人（法人・団体は除く）

助成内容／①生ごみ処理機（電動式）の購入費用の1/2（1機につき上限25,000円【100円未満切捨て】）
 ②生ごみ処理容器（コンポスト）の購入費用の1/2（1基につき上限5,000円【100円未満切捨て】）
 ※1世帯につき生ごみ処理機（電動式）は1機、生ごみ処理容器（コンポスト）は2基とし、5年間は再度補助金を受けられません。

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの ※その他必要な書類がありますので、担当課までお問い合わせください。
 ①購入したものの型式、金額等がわかるもの（カタログ等のコピー）②誓約書

申込み・お問い合わせ 住民環境課 環境グループ ☎76-3802

安全な水道水の確保のために！

20

地区水道補助金

内 容／町営水道の給水区域外で導水管及びその他の工作物（以下、水道施設と言います。）により人の飲用に適する水として供給する施設の整備を図る工事費用の補助を行います。

対 象／・給水戸数 1 世帯以上（九重町に常駐生活基盤を有する者に限ります）
・事業費総額が10万円以上の飲料水確保のための水道施設工事に要する費用（用地費は除きます）
・大分県給水施設条例の規定により水質基準に適合すると認められるもの。

助成内容／事業費の 2 分の 1 以内もしくは 1 世帯あたり 30 万円を上限とします。
（ただし、当該年度予算の範囲内での交付となります）

手 続 き／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811

合併浄化槽の設置で生活排水をすべてきれいに

21

九重町浄化槽設置整備事業

内 容／生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方に対して、補助金を交付するものです。

対 象／専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする町内に住民票を有する方。また、申請時点では町外者であるが、住宅の新築などによる引越し等により完成後、九重町民になる方も対象になります。なお、設置する浄化槽に環境配慮（消費電力）要件が加わりました。

助成内容／①新築家屋に合併処理浄化槽を設置する場合の補助額
・ 5 人槽：332,000 円 ・ 7 人槽：414,000 円
・ 10 人槽：548,000 円
②改築及び既存住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の補助額
（既存住宅の、汲み取りや単独処理浄化槽からの転換）
・ 5 人槽：532,000 円 ・ 7 人槽：614,000 円
・ 10 人槽：748,000 円
③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合の撤去費用助成
・ 経費のうち 120,000 円まで
④汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合の撤去費用助成
・ 経費のうち 90,000 円まで
⑤汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による宅内配管費
（ただし、増築を伴う場合などは補助対象とならないためご相談ください）
・ 経費のうち 300,000 円まで

手 続 き／①受付期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 26 日
②提出書類または申請に必要なもの
浄化槽設置届の写し、位置図、平面図、配置図、給排水設備図、住宅等を借りている方は貸主の承諾書、浄化槽の構造図、見積書の写し、登録証及び管理票の写し（C 票）、浄化槽設備土免状の写し、誓約書等
③注意点
・ 着工後の申請は助成できません。必ず、着工前に申請をしてください。
・ 施行业者と十分協議のうえ申請をしてください。
・ 予算の定める範囲内になりますので申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 住民環境課 環境グループ ☎76-3802

既存のごみステーションを整備しませんか？

22

九重町ごみステーション設置事業

- 内 容**／家庭廃棄物を鳥獣、犬猫、風雨等による散乱を防止し町民の良好な生活環境の保全を図るため、集積を行うゴミステーションの整備における補助金を交付します。
- 対 象**／町内に住所を有し行政区等の地域住民で結成された団体（5 戸以上等規定による）の代表者。個人、法人は除きます。
- 助成内容**／①ごみ収集箱の既製品を購入：1/2 以内を補助。30,000 円を限度。
 ②ごみ収集箱を製作・修繕した場合（業者製作費または自主製作原材料費）：
 1/2 以内を補助。30,000 円を限度。
 ③カラスネットを購入した場合：1/2 以内を補助。2,000 円を限度。
 ※①～③のいずれも、千円未満の端数は除く
- 手 続 き**／①申請書等の提出がありますので、事前にお問い合わせください。
 ②提出書類または申請に必要なもの
 補助金等交付申請書、添付書類（領収書、カタログのコピー、設置前後の写真）、誓約書、承諾書
 ③注意点
 ・購入後、制作後の助成はできません。必ず、購入前、製作前に申請をしてください。
 ・予算の定める範囲以内となりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 住民環境課 環境グループ ☎76-3802

LED 防犯灯の設置を補助します

23

LED 防犯灯設置補助事業

- 内 容**／二酸化炭素の排出抑制及び安全な暮らしの実現のため、防犯灯（LED 灯）を設置する者に対して補助を行います。
- 対 象**／区長の同意を得て、防犯灯の維持及び管理を適正に行うことが出来る自治組織とする。ただし、届出や申請等を行う者は、自治組織の代表者とする。
 対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 ①九重町内で防犯灯を新規設置する事業
 ②九重町内に設置されている防犯灯を更新する事業
 ※ 防犯灯の設置場所の周辺住民の同意や自治組織の代表者が区長と異なる場合は、区長の承諾を得ている事業であること。
 ※ 申請があった日の属する年度の3月31日までに完了する事業であること。
 ③災害等で破損した防犯灯を更新する事業
- 助成内容**／【従来型から LED 灯への更新】1 灯につき2/3 補助 最大 20,000 円
 【修理不能な LED 灯の更新】 1 灯につき1/3 補助 最大 10,000 円
- 手 続 き**／設置場所及び設置数について、事前協議の届出が必要です。
 【事前協議提出書類】
 ①事前協議書
 ②防犯灯の設置場所が分かる地図
 ③その他町長が必要と認める書類
 【申請書類】
 ①事前協議書の写し
 ②事業計画書及び誓約書
 ③見積書の写し
 ④その他町長が必要と認める書類

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801